

令和 7 年第 3 回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 附 屬 資 料

(11 月 25 日 提 案 分)

政 策 局

目 次

ページ

- 1 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例 新旧対照表 1
- 2 事務処理の特例に関する条例 新旧対照表 2

1 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例
 (平成24年神奈川県条例第39号) 新旧対照表

改 正			現 行		
別表			別表		
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県県税条例第10条第2項の期間	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県県税条例第10条第2項の期間
(削除)			<u>N P O 法人かながわ311ネットワーク</u>	<u>横浜市神奈川区大口仲町194番地9横浜妙蓮寺シティハウス107号</u>	<u>令和3年1月1日から令和7年12月31日まで</u>
(略)			(略)		
<u>特定非営利活動法人カウンセリングオフィスS A R A</u>	<u>横浜市緑区長津田町2,325-1</u>	<u>令和7年1月1日から令和12年12月31日まで</u>	(新規)		
<u>N P O 法人かながわ311ネットワーク</u>	<u>横浜市神奈川区大口仲町194番地9横浜妙蓮寺シティハウス107号</u>	<u>令和8年1月1日から令和12年12月31日まで</u>	(新規)		

2 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表

改 正	現 行								
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>1～4の2 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>4の3 土地改良法 (昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。)に基づく次の事務 (一の市町村の区域を超えない地域をその施行に係る地域又は土地改良区の地区とする土地改良事業に係るものに限る。) (1)～(8) (略) (9) 法第9条第4項 (法第48条第9項、法第84条、法第95条第3項及び法第95条の2第3項において準用する場合並びに法第52条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定により、土地改良区（土地改良区連合を含む。<u>(10)</u>、<u>(51)</u>、<u>(52)</u>、<u>(56)</u>及び<u>(57)</u>を除き、以下この項において同じ。) の設立 (法第48条第9項及び法第95条の2第3項において準用する場合にあっては土地改良事業計画の変更等、法第95条第3項において準用する場合にあっては土地改良事業、法第52条の3第2項において読み替えて準用する場合にあっては換地計画) の認可の申請を却下すること。 (10)～(22) (略) (23) 法第48条第1項 (法第84条において準用する場合を含む。) の規定により、土地改良事業計画 (法第84条において準用する場合にあっては、法第77条第2項に規定する事業の実施に関する事務)</td><td>(略)</td></tr> </table>	1～4の2 (略)	(略)	4の3 土地改良法 (昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。)に基づく次の事務 (一の市町村の区域を超えない地域をその施行に係る地域又は土地改良区の地区とする土地改良事業に係るものに限る。) (1)～(8) (略) (9) 法第9条第4項 (法第48条第9項、法第84条、法第95条第3項及び法第95条の2第3項において準用する場合並びに法第52条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定により、土地改良区（土地改良区連合を含む。 <u>(10)</u> 、 <u>(51)</u> 、 <u>(52)</u> 、 <u>(56)</u> 及び <u>(57)</u> を除き、以下この項において同じ。) の設立 (法第48条第9項及び法第95条の2第3項において準用する場合にあっては土地改良事業計画の変更等、法第95条第3項において準用する場合にあっては土地改良事業、法第52条の3第2項において読み替えて準用する場合にあっては換地計画) の認可の申請を却下すること。 (10)～(22) (略) (23) 法第48条第1項 (法第84条において準用する場合を含む。) の規定により、土地改良事業計画 (法第84条において準用する場合にあっては、法第77条第2項に規定する事業の実施に関する事務)	(略)	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>1～4の2 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>4の3 土地改良法 (昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。)に基づく次の事務 (一の市町村の区域を超えない地域をその施行に係る地域又は土地改良区の地区とする土地改良事業に係るものに限る。) (1)～(8) (略) (9) 法第9条第4項 (法第48条第9項、法第84条、法第95条第3項及び法第95条の2第3項において準用する場合並びに法第52条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定により、土地改良区（土地改良区連合を含む。<u>(10)</u>、<u>(46)</u>及び<u>(47)</u>を除き、以下この項において同じ。) の設立 (法第48条第9項及び法第95条の2第3項において準用する場合にあっては土地改良事業計画の変更等、法第95条第3項において準用する場合にあっては土地改良事業、法第52条の3第2項において読み替えて準用する場合にあっては換地計画) の認可の申請を却下すること。 (10)～(22) (略) (23) 法第48条第1項 (法第84条において準用する場合を含む。) の規定により、土地改良事業計画 (法第84条において準用する場合にあっては、法第77条第2項に規定する事業の実施に関する事務)</td><td>(略)</td></tr> </table>	1～4の2 (略)	(略)	4の3 土地改良法 (昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。)に基づく次の事務 (一の市町村の区域を超えない地域をその施行に係る地域又は土地改良区の地区とする土地改良事業に係るものに限る。) (1)～(8) (略) (9) 法第9条第4項 (法第48条第9項、法第84条、法第95条第3項及び法第95条の2第3項において準用する場合並びに法第52条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定により、土地改良区（土地改良区連合を含む。 <u>(10)</u> 、 <u>(46)</u> 及び <u>(47)</u> を除き、以下この項において同じ。) の設立 (法第48条第9項及び法第95条の2第3項において準用する場合にあっては土地改良事業計画の変更等、法第95条第3項において準用する場合にあっては土地改良事業、法第52条の3第2項において読み替えて準用する場合にあっては換地計画) の認可の申請を却下すること。 (10)～(22) (略) (23) 法第48条第1項 (法第84条において準用する場合を含む。) の規定により、土地改良事業計画 (法第84条において準用する場合にあっては、法第77条第2項に規定する事業の実施に関する事務)	(略)
1～4の2 (略)	(略)								
4の3 土地改良法 (昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。)に基づく次の事務 (一の市町村の区域を超えない地域をその施行に係る地域又は土地改良区の地区とする土地改良事業に係るものに限る。) (1)～(8) (略) (9) 法第9条第4項 (法第48条第9項、法第84条、法第95条第3項及び法第95条の2第3項において準用する場合並びに法第52条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定により、土地改良区（土地改良区連合を含む。 <u>(10)</u> 、 <u>(51)</u> 、 <u>(52)</u> 、 <u>(56)</u> 及び <u>(57)</u> を除き、以下この項において同じ。) の設立 (法第48条第9項及び法第95条の2第3項において準用する場合にあっては土地改良事業計画の変更等、法第95条第3項において準用する場合にあっては土地改良事業、法第52条の3第2項において読み替えて準用する場合にあっては換地計画) の認可の申請を却下すること。 (10)～(22) (略) (23) 法第48条第1項 (法第84条において準用する場合を含む。) の規定により、土地改良事業計画 (法第84条において準用する場合にあっては、法第77条第2項に規定する事業の実施に関する事務)	(略)								
1～4の2 (略)	(略)								
4の3 土地改良法 (昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。)に基づく次の事務 (一の市町村の区域を超えない地域をその施行に係る地域又は土地改良区の地区とする土地改良事業に係るものに限る。) (1)～(8) (略) (9) 法第9条第4項 (法第48条第9項、法第84条、法第95条第3項及び法第95条の2第3項において準用する場合並びに法第52条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定により、土地改良区（土地改良区連合を含む。 <u>(10)</u> 、 <u>(46)</u> 及び <u>(47)</u> を除き、以下この項において同じ。) の設立 (法第48条第9項及び法第95条の2第3項において準用する場合にあっては土地改良事業計画の変更等、法第95条第3項において準用する場合にあっては土地改良事業、法第52条の3第2項において読み替えて準用する場合にあっては換地計画) の認可の申請を却下すること。 (10)～(22) (略) (23) 法第48条第1項 (法第84条において準用する場合を含む。) の規定により、土地改良事業計画 (法第84条において準用する場合にあっては、法第77条第2項に規定する事業の実施に関する事務)	(略)								

改 正		現 行
る計画。(25)及び <u>(81)</u> において同じ。)の変更等を認可すること。 (24)～(40) (略) <u>(41) 法第57条の9第1項 (法第57条の10及び法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、情報通信環境整備事業の計画 (法第57条の10において準用する場合にあっては、情報通信環境整備事業の計画の変更) 等を認可すること。</u>		る計画。(25)及び <u>(73)</u> において同じ。)の変更等を認可すること。 (24)～(40) (略) (新規)
<u>(42) 法第57条の11第1項 (法第57条の13及び法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、連携管理保全事業の計画 (法第57条の13において準用する場合にあっては、連携管理保全計画の変更) 等を認可すること。</u>		(新規)
<u>(43) 法第57条の12第2項 (法第57条の13及び法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、連携管理保全計画 (法第57条の13において準用する場合にあっては、連携管理保全計画の変更) 等を認可した旨を公告すること。</u>		(新規)
<u>(44)～(48) (略)</u>		<u>(41)～(45) (略)</u> (新規)
<u>(49) 法第71条の7の規定により読み替えて適用する法第69条第1項 (法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、解散命令によって解散した土地改良区に係る財産処分の方法等を認可すること。</u>		
<u>(50) 法第71条の7の規定により読み替えて適用する法第71条 (法第84条において準</u>		(新規)

改 正	現 行
<p><u>用する場合を含む。) の規定により、解散命令によつて解散した土地改良区に係る決算報告を認可すること。</u></p> <p><u>(51)～(54) (略)</u></p> <p><u>(55) 法第83条の2第2項の規定により、土地改良区連合の解散を認可すること。</u></p> <p><u>(56) 法第83条の2第3項の規定により、一の土地改良区によるその所属する土地改良区連合の権利義務の承継を認可すること。</u></p> <p><u>(57) 法第83条の2第4項の規定により、土地改良区連合については解散する旨、二の土地改良区については定款の変更の内容及び当該土地改良区連合の権利義務を承継する旨を公告すること</u></p> <p>o</p> <p><u>(58)～(88) (略)</u></p>	<p><u>(46)～(49) (略)</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p><u>(50)～(80) (略)</u></p>
<p>4の4 土地改良法（以下この項において「法」という。）及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>横浜市及び相模原市</p>
<p>5～16の5 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>16の6 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、大磯町、大井町、松田町、<u>山北町</u>、<u>湯河原町</u>及び<u>愛川町</u></p>
	<p>横浜市 _____</p>
	<p>(略)</p>
	<p>横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、大磯町、大井町、松田町<u>及び山北町</u></p>

改 正		現 行
(横浜市にあっては左欄(1)に掲げる事務のうち法第18条第2項第1号又は第2号に規定する土地が同条第5項第6号に掲げる土地に該当する場合に係るものを除き、川崎市にあっては左欄(1)に掲げる事務のうち同条第2項第1号又は第2号に規定する土地が同条第5項第6号イに掲げる土地（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地及びその農地と併せて採草放牧地について農地法第3条第1項本文に掲げる権利（以下この項において「権利」という。）を取得する場合（農地法施行令（以下この項において「政令」という。）第4条第1項第2		(横浜市にあっては左欄(1)に掲げる事務のうち法第18条第2項第1号又は第2号に規定する土地が同条第5項第6号に掲げる土地に該当する場合に係るものを除き、川崎市にあっては左欄(1)に掲げる事務のうち同条第2項第1号又は第2号に規定する土地が同条第5項第6号イに掲げる土地（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地及びその農地と併せて採草放牧地について農地法第3条第1項本文に掲げる権利（以下この項において「権利」という。）を取得する場合（農地法施行令（以下この項において「政令」という。）第4条第1項第2

改 正		現 行
	<p>号へ(1)から(5)までに規定する法律に定めるところに従って権利を取得する場合で同号へ(1)から(5)までに規定する法律の区分に応じ、それぞれ同号へ(1)から(5)までに掲げるものに該当するものを除く。)に限る。) 又は法第18条第5項第6号ロに掲げる土地に該当する場合に係るものを除き、相模原市にあっては左欄(1)に掲げる事務のうち同条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イに掲げる土地（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地及びその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合（政令第4条第1項第2号へ(1)</p>	<p>号へ(1)から(5)までに規定する法律に定めるところに従って権利を取得する場合で同号へ(1)から(5)までに規定する法律の区分に応じ、それぞれ同号へ(1)から(5)までに掲げるものに該当するものを除く。)に限る。) 又は法第18条第5項第6号ロに掲げる土地に該当する場合に係るものを除き、相模原市にあっては左欄(1)に掲げる事務のうち同条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イに掲げる土地（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地及びその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合（政令第4条第1項第2号へ(1)</p>

改 正	現 行
から(5)までに規定する法律に定めるところに従って権利を取得する場合で同号へ(1)から(5)までに規定する法律の区分に応じ、それぞれ同号へ(1)から(5)までに掲げるものに該当するものを除く。)に限る。)に該当する場合に係るものを受け、横須賀市にあっては左欄(1)に掲げる事務のうち法第18条第2項第1号口又は第2号口に規定する土地が同条第5項第6号イに掲げる土地（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地及びその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合（政令第4条第1項第2号へ(1)から(4)までに規定する法律に定めるところに	から(5)までに規定する法律に定めるところに従って権利を取得する場合で同号へ(1)から(5)までに規定する法律の区分に応じ、それぞれ同号へ(1)から(5)までに掲げるものに該当するものを除く。)に限る。)に該当する場合に係るものを受け、横須賀市にあっては左欄(1)に掲げる事務のうち法第18条第2項第1号口又は第2号口に規定する土地が同条第5項第6号イに掲げる土地（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地及びその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合（政令第4条第1項第2号へ(1)から(4)までに規定する法律に定めるところに

改 正		現 行
	<p>従って権利を取得する場合で同号へ(1)から(4)までに規定する法律の区分に応じ、それぞれ同号へ(1)から(4)までに掲げるものに該当するものを除く。)に限る。)</p> <p>又は法第18条第5項第6号口に掲げる土地に該当する場合に係るものをお除き、平塚市、鎌倉市、藤沢市、厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、大磯町、大井町、松田町、<u>山北町</u>、<u>湯河原町</u>及び<u>愛川町</u>にあっては左欄(1)に掲げる事務のうち同条第2項第1号口又は第2号口に規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地に該当する場合に係るものをお除く。)</p>	<p>従って権利を取得する場合で同号へ(1)から(4)までに規定する法律の区分に応じ、それぞれ同号へ(1)から(4)までに掲げるものに該当するものを除く。)に限る。)</p> <p>又は法第18条第5項第6号口に掲げる土地に該当する場合に係るものをお除き、平塚市、鎌倉市、藤沢市、厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、大磯町、大井町、松田町<u>及び山北町</u>にあっては左欄(1)に掲げる事務のうち同条第2項第1号口又は第2号口に規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地に該当する場合に係るものをお除く。)</p>
17~32 (略)	(略)	17~32 (略)
32の2 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下この項にお	平塚市、鎌倉市、藤沢市、	市町村（横浜市、川崎市、

改 正		現 行
いて「法」という。)に基づく次の事務（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7に規定する老人福祉センターに係るものに限る。) (1)～(4) (略)	逗子市、三浦市、大和市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、寒川町、大磯町、中井町、箱根町、真鶴町及び愛川町	いて「法」という。)に基づく次の事務（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7に規定する老人福祉センターに係るものに限る。) (1)～(4) (略)
32の3～33 (略)	(略)	32の3～33 (略)
34 栄養士法（昭和22年法律第245号。以下この項において「法」という。)及び栄養士法施行令（昭和28年政令第231号。以下この項において「政令」という。)に基づく次の事務 (1) 法第4条第2項及び第4項、政令第5条第1項及び第2項並びに政令第6条第1項及び第2項の規定により、知事又は知事を経由して厚生労働大臣が交付する書類_____を交付すること。	(略)	34 栄養士法（昭和22年法律第245号。以下この項において「法」という。)及び栄養士法施行令（昭和28年政令第231号。以下この項において「政令」という。)に基づく次の事務 (1) 法第4条第2項及び第4項、政令第5条第1項及び第2項並びに政令第6条第1項及び第2項の規定により、知事又は知事を経由して厚生労働大臣が交付する書類（法第4条第2項の規定により交付する書類にあっては、法第5条の3第4号に規定する管理栄養士養成施設を卒業する見込みの者に係るものと除く。）を交付すること。
34の2～48 (略)	(略)	34の2～48 (略)
49 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下この項において「法」という。)及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号。以下この項において「省令」という。)に基づく次の事務 (1) (略)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市（左欄（1）に掲げる事務のうち法第47条及び法第48条の規定による届出に係るものにあっては、横浜市	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市（1） (略)

改 正		現 行	
	に限る。)		
50～52 (略)	(略)	50～52 (略)	(略)
53 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この項において「省令」という。） _____ _____に基づく次の事務 (1)～(30) (略) (削除) (削除)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市 _____ _____ _____ _____ _____	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市 (左欄(31)及び(32)に掲げる事務にあっては、横浜市に限る。) 、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この項において「省令」という。）及び <u>薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第8号）</u> に基づく次の事務 (1)～(30) (略) <u>(31) 薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則第9条第4項の規定により、店舗において販売し、又は授与する医薬品の区分の変更の届出を受理すること。</u> <u>(32) 薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則第9条第5項の規定により、相談時及び緊急時の電話番号その他の連絡先等の変更の届出を受理すること。</u>	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市 (左欄(31)及び(32)に掲げる事務にあっては、横浜市に限る。) 、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この項において「省令」という。）及び <u>薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第8号）</u> に基づく次の事務 (1)～(30) (略) <u>(31) 薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則第9条第4項の規定により、店舗において販売し、又は授与する医薬品の区分の変更の届出を受理すること。</u> <u>(32) 薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則第9条第5項の規定により、相談時及び緊急時の電話番号その他の連絡先等の変更の届出を受理すること。</u>
54～66 (略)	(略)	54～66 (略)	(略)
67 栄養士法施行令（以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務 (1) 政令の規定により、知事又は知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類（栄養士法第1条第1項に規定する栄養士及び同条第2項	(略)	67 栄養士法施行令（以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務 (1) 政令の規定により、知事又は知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類（栄養士法第1条第1項に規定する栄養士及び同条第2項	(略)

改 正		現 行	
に規定する管理栄養士の免許に係るもの_____ _____ _____ _____ _____に限る。) を受理し、及び知事に送付すること。		に規定する管理栄養士の免許に係るもの <u>(政令第1条第1項の規定により提出する書類にあっては、同法第5条の3第4号に規定する管理栄養士養成施設を卒業する見込みの者に係るもの</u> <u>を除く。)</u> に限る。) を受理し、及び知事に送付すること。	
68～160 (略)	(略)	68～160 (略)	(略)